

# 4 連絡から支払いまでの流れ

被保険者が入院・手術などをしたり、亡くなった場合は、受取人\*から当社担当者、もよりの支社またはお客様サービスセンターへご連絡ください。

\*受取人とは給付金や保険金を受け取る人のことです。

- 入院給付金などの手続きの場合:被保険者(被保険者が亡くなった場合は被保険者の法定相続人)  
「がんばれ」「わくわくポッケ」など、契約者が受取人の場合もあります。
- 死亡保険金の手続きの場合:死亡保険金受取人

お問い合わせ  
窓口

太陽生命お客様サービスセンター

**0120-97-2111** (通話無料)

営業時間 月～金曜 9～18時 土曜 9～17時  
日曜・祝日・年末年始(12/30～1/4)は  
休業します。

1

お客様

## 当社への連絡

- 「保険証券」または「デジタル証書」をご用意ください。
- 次の書類をお手元にご用意ください。(必須ではありません)  
医療機関(病院など)発行の医療費明細が載っている領収証/入院診療計画書/退院証明書/  
手術同意書(手術計画書)/診療明細書
- 当社担当者、もよりの支社またはお客様サービスセンターへご連絡ください。

2

太陽生命

## 必要書類のお届け

- 次の事項を確認します。

### 入院・手術などをした場合

- 証券番号
- 入院・手術などをした方の名前
- 入院日・退院日・手術日など
- 入院・手術などの原因(病名や事故内容)

### 亡くなった場合

- 証券番号
- 亡くなった方の名前
- 亡くなった日
- 亡くなった原因(病名や事故内容)

- 申出内容と契約内容からご請求についての詳しい案内と必要な書類をお届けします。

\*お届け方法については、「郵送」と「担当者持参」のいずれかを選べます。「担当者持参」の場合、お届け日時を担当者とお決めください。

\*契約内容により、給付金などをご請求できない場合があります。

3

お客様

## 書類の準備・提出

- 請求書類に必要事項をご記入ください。
- 医療機関(病院など)に診断書などの発行をご依頼ください。  
書類取得などにかかる費用はお客様のご負担となります。
- 「ご案内」に記載の書類をご準備ください。 ●すべて準備できましたらご提出ください。

4

太陽生命

## 書類の点検・お支払い

- 提出書類の内容を点検し、お支払いの可否を判断します。
- 書類の不足などがある場合、ご連絡します。
- 提出書類の内容により、加入前の健康状態や治療内容などについて被保険者や医療機関(病院など)へ事実確認をする場合があります。
- 契約内容にしたがい、給付金・保険金などを指定口座へお支払いします。  
(給付金・保険金をお支払いできない場合は、理由を書面などで説明します。9～10ページ参照)
- お支払いした翌営業日に「お支払いのご案内(支払明細書)」を郵送します。

5

お客様

## 支払い内容の確認

- 「お支払いのご案内(支払明細書)」が届きましたら、誤りなどがないかご確認ください。

## ■「太陽生命マイページ」からの請求

入院給付金や手術給付金などの請求は、スマートフォンなどから簡単に手続きできます。

\*ご利用には一定の条件があります。

### ステップ1 「太陽生命マイページ」にログイン

- 太陽生命ホームページの「お客さま専用インターネットサービス」から登録・ログインしてください。

「太陽生命マイページ」の登録・ログイン画面→



- ログインには「パスワード」が必要です。

### ステップ2 太陽生命マイページ画面の「入院給付金などの請求手続きのご案内」を選択

### ステップ3 ご請求内容の入力、領収証等の必要書類画像をアップロード

- 診断書が必要となる場合は「かけつけ隊による訪問」「書類の郵送」のいずれかを選択願います。

## 5 被保険者本人が請求できない場合

被保険者が給付金・保険金などを請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ被保険者の同意を得て契約者が指定した指定代理請求人が被保険者に代わって請求できる場合があります。

### ■ 指定代理請求制度を利用する際の注意点

指定代理請求人が請求できるのは、あらかじめ指定代理請求人についての特約または特則を付加したうえで、指定代理請求人を指定している場合に限りです。

新たに指定代理請求人の指定を希望する場合は、お問い合わせください。

### ■ 被保険者本人が請求できない特別な事情(例)

- ① 被保険者本人が「脳内出血」などで意識不明の昏睡状態となり、意思表示できない場合
- ② 被保険者本人に「がん」などの病名を告知していない場合 など

### ■ 指定代理請求人が請求する際に必要な書類

給付金・保険金など請求時に必要な書類に加えて、指定代理請求人の「印鑑証明書」「住民票」、被保険者または指定代理請求人の「戸籍謄本」などが必要です。

詳しくはお問い合わせください。